

重要事項説明書

1 法人及び地域包括支援センター（指定介護予防支援事業所）の概要

運営法人	公益社団法人 福岡医療団
法人所在地	福岡市博多区千代5丁目18-1
法人連絡先	電話092(641)2761
事業所名	福岡市博多第1地域包括支援センター
所在地	福岡市博多区神屋町4-13
連絡先	電話 092(271)1155 FAX 092(271)1156
指定事業所番号	福岡市 第4000900086号
管理者	所長
営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前9時から午後5時
休日	土曜日、日曜日、祝日および、年末年始(12/29～1/3)
サービス提供地域	千代、博多

2 事業所の職員体制等

職種	従事する事務内容等	常勤	非常勤	合計
管理者	事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。	1名	0名	1名
予防給付等担当職員	指定介護予防支援等の提供にあたる。	5名	0名	5名

※指定介護予防支援等…指定介護予防支援及び第1号介護予防支援事業

3 指定介護予防支援等の提供方法

- (1) 管理者は、担当職員に介護予防サービス・支援計画書作成に関する業務を担当させます。
- (2) 生活状況等の調査にあたり、利用者の自宅を訪問し、利用者及び家族に面接して行います。
- (3) 担当職員は、利用者の希望及び生活状況等の調査結果に基づいて、介護予防サービス・支援計画書原案を作成します。
- (4) 担当職員は、原則として、サービス担当者会議の開催、指定介護予防サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等に対する照会等により、利用者の状況等に関する情報を共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めます。
- (5) 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書の原案の内容を利用者又は家族に説明し、文書により利用者の同意を得ます。介護予防サービス・支援計画書を作成した際には、利用者及び指定介護予防サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者等に交付します。
- (6) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者及び特定介護予防・日常生活支援総合事業を行う者に対して、介護予防サービス・支援計画書に基づき、指定介護予防サービス等基準及び

福岡市の第1号事業に関する指定の基準において位置づけられている計画の作成を指導するとともに、サービスの実施状況や利用者の状態等に関する報告を少なくとも一月に一回、聴取します。

(7) 担当職員は、介護予防サービス・支援計画書作成後、介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握を行ない、必要に応じて当該計画の変更、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行ないます。

(8) 介護予防サービス・支援計画書の実施状況の把握にあたり三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の自宅を訪問し、利用者に面接します。利用者の居宅を訪問しない月においては、第1号通所事業を行う事業所又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所等を訪問し利用者に面接するように努めるとともに、面接ができない場合は電話等により利用者との連絡を実施します。又、その結果については、少なくとも一月に一回記録を行います。

(9) その他

① ご利用者さまは、複数の事業所の紹介や選択した事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることができます。

② ご利用者さまは、入院時に担当ケアマネージャーの氏名等を入院先にお伝えください。

4 業務の委託

利用者の同意により、業務の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

委託する場合、指定居宅介護支援事業者名、担当者名等は別途お知らせします。その場合は、サービスに関するお問い合わせ、不明な点等の連絡は、委託先の担当者が窓口になります。

5 利用料金（介護予防サービス・支援計画書作成に関する費用）

(1) 要支援認定又は事業対象者の判定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。但し、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、当事業者からサービス提供証明書を発行致します。償還払い等につきましては、各区役所の福祉・介護保険課にお問い合わせください。

利用料（1月につき）	4,729円
初回加算 ^{注1}	3,210円
委託連携加算（1月につき） ^{注2}	3,210円

注1. 新規に介護予防サービス計画を作成する場合には加算されます。

注2. 指定介護予防支援を指定居宅支援事業所に委託する初回に限ります。

(2) 担当職員がお伺いする場合の交通費は無料です。

6 事業の目的

(1) 事業者は、介護保険法等の関係法令、介護予防支援・第1号介護予防支援事業利用契約書及び重要事項説明書に従い、利用者に対し可能な限り居宅において、利用者が尊厳を保持し、その有する能力に応じて、自立した日常生活を営むため、また、要支援状態の軽減若しくは悪化を防止するために必要な介護予防サービス及び特定介護予防・日常生活支援総合事業が適切に利用できるよう、利用者の選択に基づいて介護予防サービス・支援計画書（ケアプラン）を作成するとともに、当該計画に基づいて適切な介護予防支援等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を提供します。

- (2) 事業者は、サービスの提供にあたっては、利用者の被保険者証に記載された認定審査会の意見に従って、利用者に対し介護予防支援等を提供します。

7 運営の方針

- (1) 事業所の担当職員は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮します。
- (2) 事業の実施にあたりましては、利用者等の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 事業の実施にあたっては、利用者等の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立って利用者等に提供される指定介護予防サービス等（法第8条の2第16項に規定する指定介護予防サービス等を言います。）が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることがないように公正中立に行ないます。
- (4) 事業の運営にあたりましては、福岡市、地域包括支援センター、老人福祉法第20条の7の2に規定する老人介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組みとの連携に努めます。

8 緊急時の対応

医療機関等	名称 主治医等の氏名 連絡先
緊急連絡先	氏名 連絡先

9 秘密保持

- (1) 当事業所、予防給付担当職員及び当事業所の使用する者は、業務上知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この秘密保持は契約終了後も同様です。
- (2) 当事業所は、利用者及び家族からあらかじめ文章で同意を得ない限り、サービス提供事業者担当者会議において利用者及びその家族の個人情報を用いません。

10 賠償責任

事業者は、サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命、身体又は財産に損害を及ぼした場合には、その損害を賠償します。

11 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談は、次の窓口にご連絡をお願いします

福岡市博多第1 地域包括支援センター	受付責任者 所長 電話番号 092-271-1155 FAX 092-271-1156
苦情担当窓口	対応時間 午前9時から午後5時(日曜日、祝日を除く)

公益社団法人 福岡医療団 本部介護福祉部	苦情管理責任者 福岡医療団介護福祉部部长 電話番号 092-651-9807 FAX 092-651-9853 対応時間 午前9時から午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
----------------------------	---

○公的機関について、次の機関において苦情申し出等ができます

区保健福祉センター 苦情申出窓口 博多区保健福祉センター 福祉、介護保険課	所在地 福岡市博多区博多駅前2-19-24 電話番号 092-419-1081 FAX 092-441-1455 対応時間 午前9時から午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
福岡県国民健康保険 団体連合(国保連)	所在地 福岡市博多区吉塚本町13-47 電話番号 092-642-7859 FAX 092-642-7856 対応時間 午前9時から午後5時(土・日曜日、祝日を除く)

*注 年末年始(12/29~1/3)は祝日扱いとなります。

[説明確認欄]

年 月 日

介護予防・日常生活支援総合事業に係る契約の締結にあたり、上記により重要事項を説明しました。

介護予防支援事業者

事業所名 福岡市博多第1地域包括支援センター

指定事業所番号 4000900086

説明者 _____

(業務委託先居宅支援事業者)

所在地 _____

事業者名 _____

指定事業所番号 _____

担当ケアマネージャー _____

*居宅介護支援事業者欄は、居宅介護支援事業者による介護予防ケアプランの作成を委託した場合(契約の代行を含む)のみ記入

介護予防・日常生活支援総合事業に係る契約の締結にあたり、上記のとおり説明を受けました。

利用者 氏名 _____

代理人または立会人

氏名 _____